

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
全体に関わる意見	<p>(1) 情報共有について 市が政策を効果的に進めていくためには、戦略的な経営資源の配分と活用が必要である。市の経営資源として挙げられるものには、人員・市有資産・財源のほか「情報」がある。 情報という資源の特徴として、どこかで使えば他で使えなくなるという性質の資源とは違い、共有することができるということ、むしろ共有によってその価値が増すということが挙げられる。</p>	<p>①情報共有のための情報システムについて 豊中市においては、各施策・事業において情報システム(ICTシステム)の導入が進んでいるが、情報システムがどれだけ市内組織の情報共有に資しているかが課題である。 現状を聴取すると、基幹システムは政策企画部情報政策室が管理しており、部門別システムについても同室が総合調整しているとのことであるが、市内の様々なシステムが情報共有に貢献するべく有機的な結合が図られている、という状態にはないようである。情報政策室を中心にそれらの改善を図るとともに、政策・施策単位のデータベース(現在、豊中市が構築に取り組んでいるとする「統合型データベース」がほぼこれに該当すると考えられる)の構築を進めるべきである。その際には、これが生きた情報共有のためのツールとなることを念頭に、データ連携のしくみを考え抜く必要がある。</p> <p>②フェイス・トゥ・フェイスの情報共有の重要性 ただし、情報システムのデータベースが構築されていけばいいということにはならない。フェイス・トゥ・フェイス(対面)での情報共有がより重要であるが、豊中市の組織はこの点についてやや弱いと感じられる。 行政組織は施策・事業の実行機関として設計されており、必然的に縦割りとなる。職員がこの組織のなかに収まって、従来型の行動様式に従っていると、横断的な情報共有が進まないということになる。しかし、いま豊中市が求められていることは従来どおりの縦割り執行の枠には収まらず、職員に求められていることも従来型の行動様式ではない。今後は、様々な階層の職員間で、対面による横の情報共有を図るしくみを確立する必要がある。一例を挙げれば、まだ成長過程にある職員に関しては、日常の縦割り業務だけを行うのではなく、横断的なプロジェクトワークに参画することをキャリア形成の一環として必ず組み込むといった工夫が必要である。横断的な仕事のなかで、暗黙知も含めた知識および経験を蓄積しなければ、職員の能力も向上しないとされる。今後の行政職員に求められる能力の水準からすれば、それでは明らかに不足である。</p>	<p>施策の相乗効果、波及効果を考慮して事業を展開するためには、市内情報を共有し、さらなる活用を図っていくことが必要です。そのため、現在検討中の統合型データベースを意思形成や施策推進の判断材料として活用が図られるようデータ連携を十分に考慮して開発を進めます。</p> <p>情報共有を進めるにあたっては、統合型データベースの開発のような情報システム化の推進だけでなく、職員間のネットワーク形成が重要です。そのため部局間の業務連携と、施策展開のため部局横断型プロジェクト体制をさらに進めます。</p>
	<p>(2) 戦略的テーマにもとづいた部門間連携のあり方</p>	<p>前項でも述べたように、現在を含め今後市が直面していく困難な課題のほとんどに対しては、横断的な取り組みが必要である。実行機関としての行政組織が縦割り構造となるのは避けがたいことであるから、通常の実行組織に上重ねて、戦略的テーマにもとづいた部門間連携を柔軟に構成するしくみを創造する必要がある。市長の基本政策および「3つのプロジェクト」を戦略的に進めるためにも、早急にこのしくみを作らなければならない。</p>	<p>5つの基本政策及び基本政策のうち重点的・優先的に取り組む3つのプロジェクトを戦略的に進めるため、部局を超えた連携体制を柔軟に構築して取り組みます。</p>
	<p>(3) 施策・サービスの「有効性」の視点</p>	<p>今回の「戦略的たな卸し」において、12の施策・テーマについて市の取り組みを聞いてみると、そこには共通して「有効性」に関する視点が乏しいように感じられた。一般に自治体が追求しなければならないとされる「費用対効果」という概念は、できる限り投入資源(インプット)を抑えてサービスを実施し、活動量(アウトプット)も維持できる工夫をしようというアプローチであり、「効率性」の視点である。行財政改革を続けるなかで、施策・サービスにおいても「効率性」を追求する視点までは認識されていることがうかがえるが、一歩進めた「有効性」の視点は、まだ血肉化していないのではないかとと思われる。真に市民のニーズに応えるためには、それぞれの施策・サービスの使命は何かを問い直し、それを果たすという成果をめざして戦略を考え、実施以降はどれだけそれが成果を挙げたか(有効であったか)を基本に評価しフィードバックすること、即ち施策・サービスの市民に対する「有効性」の視点が今後は不可欠である。</p>	<p>事業を展開するにあたっては、施策の本来の目的を達成するため、事業が有効かどうか、事業開始時点と現在で趣旨目的が変容していないかなどを振り返り、事業の再構築や優先順位付けを行うことが必要です。今後、有効性の観点も取り入れ、資源の選択と集中を図ります。</p>
全体に関わる意見	<p>(4) 人件費へのアプローチについて 豊中市は、平成25年度(2013年度)当初に経常収支比率95%の達成をめざすとしている。その際、経常収支比率を単純に現状から5%程度ダウンさせるのではなく、90%+5%とするという概念は、戦略的思考とも合致するもので、同意できる考え方である。今回、たな卸しで議論した未来のまちづくりのための諸戦略を支えるためにも、経常収支比率95%という目標達成は欠かせない。 そこで、平成21年度(2009年度)経常収支比率における人件費比率が34.5%、他にも臨時職員等の賃金が物件費にカウントされている現状から、経常収支比率95%を達成して未来のまちづくりを進めるためには、人件費の適正化は不可避の課題である。</p>	<p>①人事給与制度の適正化 人件費の適正化のためには、適正な人事給与制度への改革が必須条件である。個別項目【たな卸し項目(10)】で問題提起された点の適正化を図り、公正で市民にも説明責任を果たせる人事給与制度としていかなければならない。 さらに、人事給与制度が適正なものでないと、人件費の高コスト体質を招くだけでなく、能力と意欲のある職員の士気を低下させるという弊害もある。前述したように、今後市の政策を展開するうえで職員に要求される能力の水準は高く、したがって職員の一層の成長が欠かせないが、そのためにプラスに作用する人事給与制度さらに研修等の人材育成システムがなければならない。この面からも、適正な制度の構築が不可欠と考えるものである。</p> <p>②職員数の適正化 また、人件費の適正化のためには、職員数の適正化(正規・非正規とも)が欠かせない。これも個別項目で述べたとおりである。 職員数の適正化に結びつけるためには、戦略ベースの事業・施設・組織の統廃合が必要となる。その際、セットで考えなければならないのは、廃止部分等で生まれる人員を他で有効に活用するしくみである。人を資源と考え、人材を市全体で最大限に有効に活用するシステムを構築しなければならない。</p>	<p>人事給与制度の更なる適正化に取り組むとともに、能力と意欲のある職員の士気を高めるため、人事評価制度の見直しにも取り組んでいきます。</p> <p>人件費の更なる適正化を進めるため、公民の役割分担の見直しの考え方に基づき、業務体制の見直しを進めます。また、それに対応した職員研修の見直しも進めていきます。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
<p>保健・医療・福祉のネットワークづくり</p>	<p>各種団体事務局業務のあり方</p>	<p>①保健・医療・福祉のネットワークについて、その内容の具体化と明確化を図ること。「ネットワークづくり」をめざすのであれば、まず「ネットワーク」の定義やイメージを市民とも共有するべきである。</p>	<p>平成16年3月策定の第1期豊中市地域福祉計画を基本に、地域福祉ネットワーク会議などにおいて保健・医療・福祉の連携や情報の共有化に努めてきました。平成23年度には第2期豊中市地域福祉計画の中間見直しを予定しており、中核市移行に伴う保健所の設置を含め、保健・医療・福祉の連携の姿を明らかにするとともに、市民との共有化を図っていきます。</p>
		<p>②全市的なネットワークづくりやその充実・強化は市が担当すること。既存の団体以外の組織、NPOおよび任意の団体などを巻き込んだネットワークは、社会福祉協議会にも限界があるので、市が直接担当するべきである。</p>	<p>地域福祉を推進するしくみについては、市内の生活圏ごとに社会福祉協議会が主催する「地域福祉ネットワーク会議」と、市が中心となり、市の保健福祉関係部局や保健所等の府の機関、介護保険関係事業者等の関係機関が参画する「ライフセーフティネット総合調整会議」や「豊中市地域福祉関係連絡会議」との相互連携による重層的な取り組みを進めています。今後とも社会福祉協議会との連携と協働のもと全市的なネットワークづくりの充実・強化を図っていきます。</p>
		<p>③各種団体、社会福祉協議会の自立化を促進すること。市や社会福祉協議会が事務局を担当している団体に対して、自立計画の策定を促すなど、原則的に自主自立を促進するべきである。併せて、社会福祉協議会の自立についても促進する必要がある。</p>	<p>本市の施策推進における各団体の役割や市との協働における位置付けなど様々な観点から検討を行います。また、社会福祉協議会についても、そのもつで活動している団体の自立を支援していきます。</p>
		<p>④市が担うべき範囲の明確化を図ること。市民生活に関わる全ての団体を巻き込んだネットワークを想定すれば、市が現在関与している団体と市との関係を整理する必要があり、市がどこまで関わるのか、関与の範囲を明確にする必要がある。</p>	<p>社会福祉協議会における福祉団体のプラットフォーム化の推進に合わせて、市が関与している様々な地域福祉団体の活動目的・内容並びに市や市民との関係における位置づけや市の関与の範囲を明らかにしていきます。</p>
		<p>⑤社会福祉協議会の負担増に対する方策を検討すること。団体事務局の移管にあたっては、社会福祉協議会の財政負担を含む受け入れ体制を考慮し、可能な限り社会福祉協議会の負担軽減を図りつつ、市の団体事務局業務の整理や団体の自立化を促進する必要がある。</p>	<p>社会福祉協議会への団体事務局の移管にあたっては、協議会の負担軽減を図るため市も調整に入って協議会事業の見直しによる人員配置等人的資源の効果的な配置により受け入れ体制を整えたうえで移管を進めています。また、引き続き市が団体事務局を担う団体については、事務局業務の整理を行い自立化に向けた支援を行っていきます。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
介護サービスの充実	介護サービスの今後のあり方	<p>①給付と負担の長期的な計画を策定すること。 介護保険の運営は、3年サイクルで行われているといえる。しかし、高齢化が進むなか、今後ますます経費の増加が予想されるので、長期的な財政計画を策定し、戦略的な視点を持って制度運営に当たるべきである。</p>	<p>介護保険事業の運営は3年サイクルで保険料や制度改正が行われる等、負担と給付の関係が明確な現行の介護保険制度のもとでは、長期的な財政計画の策定は困難な状況にありますが、本市の中長期的な状況を想定して戦略的な運営の検討を行っていきます。</p>
		<p>②施設整備について、施策の方向性を明確に打ち出すこと。 住み慣れた地域での生活を維持するため、地域密着型介護老人福祉施設や小規模多機能型サービスなどの地域密着型サービスが主流となりつつある。市としても地域密着型を中心とした施策展開への方向転換を明確にし、今後の整備方針を打ち出していくとともに、制度の周知徹底をはかり、事業所の参入を促進して早急に整備を進める必要がある。</p>	<p>第4期介護保険事業計画(21年度～23年度)では「地域密着型サービスの普及促進」を重点推進プランに位置づけ、地域密着型サービス基盤の充実に取り組むこととしており、小規模多機能型サービス・グループホーム・地域密着型介護老人福祉施設による複合型の拠点整備を進めています。 今後とも、広報等により制度の趣旨普及を図るとともに、事業者にとって参入しやすい環境をつくりながら整備促進を図っていきます。</p>
		<p>③大阪府からの権限移譲を検討すること。 大阪府から施設の許認可権限の移譲を受け、業務執行の迅速化と介護サービス給付の適正水準の維持により、一層の利用者保護を図るべきである。</p>	<p>居宅サービス等の指定・指導監督権限については、現行制度においても保険者機能が強化されており、市に事業所への立入調査権限が付与され、府との連携のもとで迅速に対応しています。平成24年度からの中核市移行により、特別養護老人ホームの許認可権が移譲されることとなりますので、なお一層の業務執行の迅速化を図っていきます。</p>
		<p>④特別養護老人ホームへの入所待機の解消を図ること。 特別養護老人ホームへの入所待機の解消を図らなければならない。さらに、要介護高齢者が入所しなくても在宅で生活を継続できるようにするため、在宅介護サービスを質的・量的に充実させることも緊急の課題である。同時に、認定の適正化にも取り組む必要がある。</p>	<p>本市における特別養護老人ホームへの入所申込者数のうち、大阪府の考え方による入所の必要性の高い人は平成22年4月1日現在367人となっています。第4期介護保険事業計画(21～23年度)では、331床分の整備計画(地域密着型特養87床含む)ですが、今年度に244床を整備しており、次年度以降に58床整備していく予定であり、地域密着型介護老人福祉施設・グループホームとの複合型の拠点整備によりサービスの質・量の充実を図っています。なお、本市では介護認定係に専門職(保健師2名)を配置し、ケアマネジャーに対する認定研修の実施とともに、認定審査会前の各資料(基本調査・特記事項・主治医意見書)間の内容について、矛盾(不整合)の事前確認を行なうなど認定の適正化に取り組んでいます。 (※「大阪府の考え方による入所の必要性の高い人」とは、要介護度4または5に該当する人及び要介護度3であって、3カ月以内の入所を希望している人のこと)</p>
		<p>⑤介護保険の制度などについて、市民により一層周知すること。 介護保険の適用範囲や保険料など介護保険制度、利用方法、市内事業者など、市民に情報提供することにより、制度の適正運用を図るべきである。</p>	<p>介護保険制度の内容や利用方法にかかるパンフレットや市内事業者の一覧である事業者ガイドブック(居宅介護支援・居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスの4種類)を作成し、窓口での配布とともに福祉ネットとよなかでホームページによる周知を図っています。今後とも、出前講座の開催や地域包括支援センターによる地域教室など、様々な機会を通じて制度の周知・適正運用に努めて行きます。</p>
		<p>⑥他部局が担当する類似事業と整理統合を行うこと。 介護予防について、他部局、特に健康支援室との連携を強化し、より効果的な施策の展開を図るべきである。</p>	<p>介護予防事業については、現在、介護予防一般高齢者施策(一次予防)は健康支援室、ハイリスク高齢者を対象とした介護予防特定高齢者施策(二次予防)は高齢介護課で事業を推進していますが、より効率的・効果的な事業展開を図るうえで、更なる連携の強化とともに、組織の再編(統合)について検討していきます。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
<p>子育て・子育て支援の充実</p>	<p>放課後子どもクラブ事業のあり方 子育て支援センター事業のあり方</p>	<p>①関係機関との連携強化を図ること。 支援が必要な家庭に対して市が対応できる範囲が限られているので、関係機関との連携が不可欠となる。現行でもネットワークを構築して連携が行われているが、より一層の効果を上げるには、ネットワークのコーディネート機能を強化する必要がある。</p>	<p>地域子育て・子育て支援ネットワーク活動の充実により地域の子育て力の向上を図るとともに、保護者自身の子育て力を育てていくため、関係機関との連携を深めてコーディネート機能を強化します。</p>
		<p>②子育て支援センターについては、他部局が担当する類似事業との整理統合を図ること。 類似事業である教育委員会所管の「幼児教育支援センターたんぼぼ」との整理統合を検討するべきである。</p>	<p>幼児教育支援センターと子育て支援センターの事業の見直しを行い、地域における子育て・子育て支援を総合的に進めます。</p>
		<p>③在宅で子育て中の家庭への支援について、今後の施策展開の展望を持つこと。 子育て支援センターやつどいの広場などへ出向いてくる親子だけでなく、幼稚園・保育所に通わず家庭から出てこない親子に対してアプローチしていく必要がある。地域や民生委員児童委員の協力なども含め、組織や人とのネットワークの充実・強化など、今後の施策展開のあり方を明確にし、取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>子育てに対する不安や悩みを抱えながらも子育て支援施設などへ出向くことが困難な家庭などに対しては、「育児支援家庭訪問事業」や「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。今後ともより一層、関係機関や地域とのネットワークの充実や強化を図り、さらに支援を行います。</p>
		<p>④放課後子どもクラブの指導員について、多様な人的資源の活用を図ること。 ボランティアや学生インターンシップなど、多様な人的資源の活用にあたっては、責任の明確化を図ったうえで推進する必要がある。</p>	<p>日々の安定的な人材確保ができないため、ボランティアや学生インターンシップ等に現在の指導員と同等の役割を担っていただくことは困難ですが、クラブの充実を図るため、多様な人的資源の活用を行います。</p>
<p>乳幼児保育・教育の充実</p>	<p>幼保一体化へ向けての展開 (幼稚園事業・保育所事業の今後のあり方)</p>	<p>①平成25年度に予定されている制度改革に向け、準備を進めること。 子育てを取り巻く制度が大きく変更されようとしているので、国の動向を注視しながら、想定できる準備を進めるべきである。</p>	<p>国の動向を注視し、保育課と幼児教育課が連携し準備を進めます。</p>
		<p>②保育所入所の待機児童の解消を図ること。 平成22年(2010年)4月1日現在で保育所へ入所申込を行い入所不可となった児童が288人いる。しかし、国への報告では待機児童が8人となっている。市として待機児童解消のターゲットは8人ではなく、288人とすべきである。 現行では、保育所入所児童の増加策として、既存施設の増築を模索しているが、家庭的保育事業も待機児童の解消に有効と考えられるので、早急に家庭的保育事業の受け皿について調査を行うべきである。併せて、既存施設を有効に活用するための方策として、送迎バスの有効性について検討する必要がある。</p>	<p>待機児童の解消に向けて民間の認可保育所の定数拡大を図り、年度途中入所も含めた国の定義に基づく待機児童の解消に努めます。また、送迎バスの活用については、乳児の送迎方法やステーション等の課題を洗い出し、有効性について検討します。 (※「国の定義による待機児童数」とは、待機児童のうち、自宅から半径2km以内に空いている保育所があるにも関わらず入所していない児童を除いた数のこと)</p>
		<p>③幼稚園と保育所で類似事業の整理統合を図ること。 幼稚園教育要領が見直され、幼稚園においても在宅で子育て中の家庭を対象とした支援を行うこととなっている。保育所でも同様の事業を展開している。公営・私営を問わず、施設の場所が近接している幼稚園と保育所においては、早急に連携および整理統合を進めるべきである。</p>	<p>現在の幼稚園と保育所はそれぞれ在宅支援を行う施設として位置付けられていますが、今後、国の動向にあわせて類似事業の整理を行います。</p>
		<p>④民間活力の導入を図ること。 公立幼稚園と公立保育所の民営化を検討するべきである。</p>	<p>国の動向を注視し、保育所と幼稚園を合わせた施設配置及び公立・民間の役割を検討します。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
義務教育の充実 (運営体制)	給食センター事業の運営体制 学校用務の体制	①給食センターの運営に市民の声を反映させること。 給食センターを市民に開かれた施設とすべきであり、施設のあり方を含め、至急、市民の声を反映するための方策に取り組む必要がある。	新学校給食センターの基本構想、基本計画では市民に開かれた施設とするため食育や情報発信機能が付加されており、今後、計画の具体化に向けて検討していきます。
		②給食センターは、他部局の事業との関連や連携を含めて活用すること。 学校用の給食をつくっている時間帯以外の施設の有効活用を図るべきである。 高齢者へのサービスなど、他部局の事業目的達成をサポートする施設としても期待できるので、給食をつくるという特性を最大限発揮した施設運営を行う必要がある。	給食センター施設の運営について、有効活用をはかるため福祉関係部局など関係部局との連携について検討を行います。
		③給食センターは、収益事業の導入を検討すること。 衛生的な施設でつくられた給食は収益事業としての可能性も持つため、市立の給食センターでの収益事業導入の可能性について検討し、自立する施設をめざすべきである。	新学校給食センターの建設は国庫交付金事業となる予定で、特に調理施設の目的外利用については一定の制限を受けられると思われませんが、可能性について研究します。
		④給食センターの更新については、運営手法に建設手法も含め再検討すること。 給食センターの更新手法について、市の直接建設が既定路線となっているが、PFIなどの多様な建設手法について再検討を行い、最も費用対効果が高い手法とする必要がある。 また、施設の運営については、雇用の創出も期待できるので、外部委託の導入も行うべきである。	現在、新学校給食センターの運営手法、建設手法について、費用対効果の高い多様な建設手法や外部委託との比較も含めて運営の検討を行っています。
		⑤各校2名体制の学校用務員について、人員の配置体制を見直すこと。 文書送達業務は外部委託化の方向で検討されているが、委託後の各校における2名配置の必要性について、検証が不十分である。他市では、1校1名体制のところもあるので、早急に各校1名体制について検討を行う必要がある。なお、用務員には正規職員のみならず、多様な人的資源を活用すべきである。 また、教員、生徒、保護者も含め、現在用務員が担当している業務の執行主体を検討するとともに、外部委託業務の一層の拡大を図るべきである。	学校用務員の配置については、文書送達業務を外部委託し、業務の軽減が図られた後も、各校に配置されている用務員が班を編成して行う共同作業を拡大していく予定であるうえ、災害発生時の緊急対応並びに不審者侵入への対応など、多岐に渡る業務や安全維持の観点からも現在の2名配置が適切であると考えています。 また、現在の正職員1名と再任用職員1名の体制について、今後、定年退職時にあわせて多様な人的資源の活用をすべく検討していきます。さらに、現在、用務員が担当している業務について、教員・生徒・保護者等への業務分担や外部委託業務の拡大等の可能性を今後研究していきます。

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
保健・医療・福祉のネットワークづくり	保健センター業務のあり方	①広報をより積極的に行うこと。 保健センター業務をさらに効果的に実施するため、多面的な広報活動を展開していく必要がある。また、保健所が大阪府から移管されることが、どのように市民サービスの向上につながるかについても積極的な広報が必要である。	保健センター業務については、「保健事業のご案内」などパンフレットの作成や広報誌・出前講座などを通じて市民にわかりやすい事業の紹介を行う等、あらゆる機会を通じて積極的に広報活動を進めます。 また、保健所の移管については、広報誌やCATVを活用し、保健所の移管による市民サービスへの影響をはじめ中核市移行に関する情報を積極的に発信していきます。
		②他部局が担当する健康関連事業、子育て支援事業との連携を図ること。 各部局の責任の明確化を図り、健康づくりに関連する事業の連携を図る。また、支援が必要な子どもについては、こども未来部所管の子育て支援事業との連携強化を図るべきである。	乳幼児期における健康づくりに関する事業については、関係する部局や機関同士の連絡を密にし、日ごろから連携がスムーズに行なえるよう、ケースに応じ責任の主体を明確にした取り組みを進めています。 また、支援が必要な子どもに対しては、支援内容を保護者とともに検討し、必要に応じて関係する機関と連絡会議を開催するなど今後も連携の強化に努めます。
		③検診未受診者の減少に取り組むこと。 検診受診率の目標値が示されているが、その目標をどのようにして達成するのか、具体的な展望を持って、未受診者対策に取り組む必要がある。	検診受診率の向上については、以下の方法により目標達成に向けて取り組んでまいります。 1. 特定健診 (1)未受診者に対して電話による受診勧奨するとともに集団健診予約の受付業務を実施する。(平成22年度10月25日より実施中) (2)健診未受診理由として「治療中のため」が多いため、治療中でも健診対象であることを受診券に明記する。 また医師会と連携し、治療中の患者でも健診対象者には積極的に健診を実施するよう市内取り扱い医療機関に働きかける。 (3)集団健診の土曜日実施と健診日の周知、受付方法を改善する。 2. 各種がん検診 (1)従来の受診票を受診券チケット方式への変更について検討する。 (2)受診者の利便性を図るため、集団検診の土曜日実施と複数のがん検診が同日受診できるセット検診を増やす。 (3)集団検診日の周知、受付方法を改善する。 (4)対象者及び未受診者をどう把握するか、またそれによって効果的な啓発方法について検討する。(現状は市町村・職域・人間ドックで行なう検診の対象者が不明)
		④健康講座の効果について評価を行うこと。 各種の健康に関する講座が開催されているが、どれほどの効果が上がっているのか、費用対効果を検証する。併せて、講座参加者の拡大策に取り組むべきである。	各種の健康に関する講座等に関する費用対効果については、健康に関する行動変容や健康指標の改善の測定が困難なため、開催回数や参加者数の把握とともに教室終了時に適宜実施しているアンケート調査などによって評価を行っています。また、特定保健指導の講座では、受講者の受講前後の腹囲や血圧値、コレステロール値などの具体的な検査データを比較し効果を検証しています。 今後とも各健康講座に合った評価を行い、実施内容、方法など必要に応じて変更しながら、積極的な事業啓発を行い参加者の増加を図っていきます。
		⑤保健所移管に伴い、事業の整理統合を行うとともに、新たな市民サービスの向上を図ること。 大阪府から保健所が移管されるが、事業と人員の整理統合を行い、業務執行の効率化を図る必要がある。特に人員体制については、ゼロベースで新体制を検討し、人員の有効活用を図らなければならない。現行の保健センターの人員に余剰が発生した場合は、他の部署への配置転換などにより、効率的なマンパワーの活用を図るべきである。 また、現在大阪府が担当している業務が市の担当となることから、市内部では今までにはない連携が求められるので、事業間での新たな連携を構築し、市民サービスの向上につなげるべきである。	(仮称)豊中市保健所は地域の健康危機管理の拠点として、また、大阪府で行っている未熟児対策と保健センターで行っている母子保健業務を一元的に提供するなど、事業を再構築する中で効率化を図りながら、限られた人員を有効に活用ができる体制づくりを検討します。
		⑥保健所移管に伴う経費負担の試算を行うこと。 保健所の大阪府からの移管に伴い、大きな経費負担増が見込まれる。早急に経費負担について試算を行い、円滑な移管と保健所運営が可能となるよう、財政担当部門とも協議する必要がある。 なお、試算内容を改革創造会議にも提出いただきたい。	中核市移行にあたっての保健所移管に係る経費を含めた市全体の財政影響額については現時点で次のとおり試算しています。 【保健所にかかる経費の概略】 事務処理経費 121,969千円 委託費等 78,399千円 人件費 475,200千円 計 675,568千円 他に移行時の初期経費 36,893千円

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
地域産業の活性化	商工業振興の今後の展開	①地域産業活性化の戦略テーマを明確にすること。 現在の産業振興施策のメニューを整理する必要がある。総花的に他市でも見られる支援策を実施するのではなく、独自性をもって地域産業活性化のための資源の重点配分を行うことが必要である。そのためには豊中独自の、ワクワクするようなテーマ設定をするべきである。	「豊中市産業振興ビジョン」で示されている「快適な都市に新しい産業が育ち、新しい産業が都市の生活者を快適にする」という理念のもと、平成23年度に産業振興施策の見直し作業を行います。今日の社会的な社会経済状況を踏まえ、現状の施策を将来を見据えたものに再編いたします。
		②豊中市の強みを明確にし、最大限に活用すること。 地域産業を活性化するうえでの豊中市の強みとして4点（研究機関の集積・交通の利便性・技術力ある工業事業所の集積・商業が地域に根づいていること）挙げられているが、なかでも、近隣市も含めれば研究機関の集積が他市にはない大きな資源と考えられる。この強みを最大限に活用すれば、世界中から人が集まることもあながち空想ではなくなる。活用する戦略を考えるべきである。	4つの強みはいずれも豊中市の貴重な資源です。平成23年度の産業振興施策の見直し作業の中で、これらの資源を活かして最大限の効果を得られる方策について検討します。
		③商業振興と工業振興のそれぞれに適したアプローチをふまえ、関連部局との連携を行うこと。 商業は高齢者福祉やまちづくりなどと関連し、工業は誘致というアプローチと関わりが深いといった特色がある。それぞれに適したアプローチを行うためには、様々な関連部局との連携が必要である。	既に、関係部局との連携を図りながら、商業振興、工業振興ともに適したアプローチで施策を展開しておりますが、今後も一層の連携の充実を進めていきます。
		④小地域ごとにメリハリをつけた商工業振興を行うこと。 全市域を対象に振興を行うのではなく、小地域単位で各地域のめざす方向性を定め、戦略的、集中的に支援や振興を行うべきである。	本市は、千里中央、庄内駅前、豊中・岡町駅前の各地域が三大核として、広域な商圏を形成しており、また、市内の各駅前の商店街などが、身近な買物施設としての役割を果たしています。こうした機能やそれぞれの地域特性に応じて、商業振興施策を行っています。 一方、ものづくり事業所が多く集まる南部・西部においては流通事業者を含めて新たな投資を喚起・支援するなど、地域ごとに都市計画マスタープランを勘案した振興策が適用されるよう取り組んでいます。
		⑤産業振興における成功事例の分析を行うこと。 振興策を講じた後の成功事例、芳しくない事例を分析し、それらの要因を次の振興策に活かすべきである。また、賑わいがある商店街の事例から活性化策を検討する必要がある。さらに、上手くいっていないところが、上手くいっているところから学ぶしくみが必要である。	施策立案に際しては、各方面の事例を調査し、場合によっては当事者に事業企画・推進の舞台裏も含めて事例について情報収集するとともに、先進事例の当事者を招き、市内事業者へのレクチャーと交流の場づくりも行っています。今後もこうした取り組みの継続・拡充を進めていきます。
		⑥商業団体への支援から、意欲ある新しい商業の担い手への支援を視野に入れること。 商業団体が弱体化している例も見られるため、意欲ある新しい商業の担い手への支援策も検討する必要がある。	地域の商店街やお店が全国的に元気がないのは、よく知られており、状況の差はあれ、本市も同じような傾向にあります。 しかし、経営改善や第二創業などに意欲を持つ商業者に対し、経営戦略の見直しなどのゼミナールを継続してきました。今ではこうした方々が、市内各地で商業の活性化に奮闘されています。こうした人達をはじめとする意欲ある商業者の頑張りや、実を結ぶよう、今後もサポートに努めていきます。
		⑦コミュニティビジネスを活用すること。 他市においては地域コミュニティからNPO法人等を起業して、地域産業に関わるビジネスを展開している例もある。地域コミュニティの活性化の効果を併せ、こういったコミュニティビジネスの活用を図るべきである。	本市の起業家支援施設（とよなかインキュベーションセンター）では、地域に密着した起業家の支援を行っています。また起業の支援は、その事業が地域で展開されるようになることを支援することが重要であるため、同センターは、起業家と地域とのさまざまな連携が進むよう支援を行っています。その結果、コミュニティビジネス的な取り組みが市内各地で行われるようになってきています。今後も、こうした取り組みをより積極的に進めていきます。
		⑧製造業の技術力等を豊中市外に対して情報発信すること。 市内における展示会の開催だけでなく、全国各地で開催される展示会へ参加するなど、豊中市として積極的に外部に売り込むべきである。産業振興のためには、良いテーマと場づくりが必要であり、さらにそれを全国に発信することが重要である。	平成21年度から、「とよなか産業フェア」を開催しています。今後もさらに市内事業所の技術力等を内外に情報発信していきます。 また、自社の技術力などをPRするためのノウハウの提供と、海外を含めた全国で展示会に出展する際の出展料の一部を助成する制度などを通じて、事業者が自ら情報発信することを促しています。今後もさらに効果的な情報発信をしていくため、市として展示会へ出展することも検討します。

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
就労環境の充実	就労支援事業の今後の展開	<p>①近隣市と連携し、強みを活かした取り組みを進めること。 特に就業困難者への支援は先進的取り組みであり、各企業の事業所に訪問して調整できる能力を有している。そのノウハウ・強みを生かし、近隣市と連携した取り組みを進めるべきである。</p>	<p>豊能3市2町が共同で「就職面接会」やセミナー、職員研修等を実施しており、今後とも連携を進めます。また、本市は無料職業紹介事業等を通じた地域企業との関係や連携の成果を事業にフィードバックしています。平成23年度は、国が進める「パーソナル・サポート・サービスプロジェクト」に箕面市・吹田市と共同で推進する予定です。</p>
		<p>②地域福祉など他部局との連携を強化し、動きやすい体制を構築すること。 就労支援は、生活保護世帯の減少、税収増、健康推進、産業振興などとの関係が深い。また、学校の用務員など市関係でも就労の場はあるため、他部局との連携を強化する必要がある。まず部門間で問題意識を共有することが必要であるとともに、例えば市長直轄のプロジェクト・チームを作るなど、組織としてスピーディーに動ける体制を構築することが必要である。</p>	<p>生活福祉課とはサポートスタッフを増員し、「(仮称)生活保護受給者等就労促進事業」を準備しており、地域就労支援センターや無料職業紹介所のノウハウや関係資源を活用して、「出口」を見据えた自立就労支援を実施します。制度間連携の効果を高めるためプロジェクトチーム体制などで運営していきます。 就職困難者等の訓練プログラムとしては、市役所業務を開放する「豊中版ワークシェアリング」を具体化します。今後、内外の関係機関等との機動的なネットワーク、支援施策・事業の活用に対応できる内部体制づくりを検討します。</p>
		<p>③企業との関係を作る人材育成を進めること。 就労という「出口」に結びつけるためには、企業との関係構築が重要である。企業との関係を作る人材は、プロジェクト・チームのなかで動きながら育成するべきである。</p>	<p>無料職業紹介所の人材コーディネーターは、①企業において生産管理や雇用管理の経験を持つ人材、②障害等の就労阻害要因とその配慮について知識を有する人材といった観点で募集していますが、引き続き「質の高い雇用」をコーディネートできる人材、雇用・労務管理等で改善等が迫られている（「両立支援」の計画作成、障害者雇用、ISOなど）中小企業に的確な助言、サポートができる人材の確保・育成に努めます。さらに、雇用や労務管理、経営等に精通した専門家とのネットワークづくりを追及します。</p>
		<p>④中間労働市場も視野に入れること。 最低賃金以下の報酬であっても、地域貢献や働き手の生きがいにつながる仕事であれば、地域就業の一つのパターンとして位置付けるなど、中間労働市場も視野に入れておく必要がある。</p>	<p>中間労働市場については、「中間的就労」として、障害者作業所や緑の相談所等と連携した「就労体験プログラム」等のモデル事業を企画しており、多様な形の「中間的就労」プログラムを開発します。また、そうした経験を踏まえ「労働統合型」社会的企業の創出につながればと考えています。さらに、緊急雇用創出事業を活用してコミュニティビジネス等のコーディネーターの養成を試みており、育成した人材を中間労働市場への参入を考える事業体(NPO、社会福祉法人等)にマッチングするなど、起業支援も視野にいれていきたい。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
行政情報システムの構築と事務効率の向上	人的資源の最適化を進めるしくみづくり	<p>①業務と政策・施策の関係を明確にすること。 業務が政策・施策の成果と結びついていなければ、いくら業務を効率化しても無駄になる。現状の業務を分析するだけでなく、業務が政策や施策の成果に貢献するべく関係づけられているか確認する必要がある。</p>	<p>現在、構築に向けて検討中の統合型データベースのなかで、平成23年度中を目途に総合計画の体系に沿って「政策－施策－事務事業－業務」の関係性を明確化するとともに、統合型データベースの構築にあわせ、平成23年度中に限られた資源を有効活用するため、PDCAによるマネジメントサイクルのしくみを確立し、平成24年度には通年でこのサイクルの運用を行います。また、部局の使命を明らかにし、限られた資源のなかで使命を実現するための戦略を明らかにし、戦略の有効性を検証するしくみを平成23年度中に構築します。</p>
		<p>②業務や事業について、民間が担う方がふさわしくないか確認すること。 多様な雇用形態の活用を検討する前に、民間が担うことが適切でない事業・業務なのかどうかを確認する必要がある。現在の職員を減らさないため、あるいは現在職員が従事しているからといった理由だけで、事業や業務を残してはならない。</p>	<p>業務や事業について、民間が担う方がふさわしくないかを検討するにあたっては、まず人的資源の投入量について分析、評価できるしくみをつくり、業務の「見える化」を図る必要がある。平成23年度中を目途に統合型データベースの開発に合わせてしくみづくり等を行います。その中で業務の性質を類型化し、人事・給与・人材育成システムとも連携しながら、当該業務に相応しい担い手を確認していきます。あわせて、平成23年度上半期中に施策・事業・業務レベル別に整理した「行政領域に関する基本方針」策定し、「新しい公共空間」における行政領域の考え方を明確化します。</p>
		<p>③専門的業務については非正規職員の効果的な活用を視野に入れること。 専門的な分野など正規職員より非正規職員を活用することでより効果が上がるものがある。分野によって、確かな専門能力を有する非正規職員を効果的に活用することを考えるべきである。</p>	<p>平成23年度中に業務の見える化を図ったうえで、統合型データベースの運用にあわせ正職員が担うべき業務かどうか、あるいはどのような雇用形態の職員が担うことにより業務の効率・成果を最大化できるのか判断し、業務の性質に応じた最適な雇用形態の活用を進めていきます。</p>
		<p>④庁内情報の共有を進めること。 事務効率向上を考える際には情報共有を図ることが必須である。そのための方法として、データ共有とともにフェイス・トゥ・フェイス(対面)のコミュニケーションが重要である。</p>	<p>情報共有は、データの共有だけでなく、職員間の対話により情報を共有し施策の相乗効果を発揮していくことが必要です。職員間の対話確保に向け、機構改革を適時実施していきます。機構改革の実施にあたっては組織を細分化・専門化するのではなく、包括的・総合的な括りによる組織体制の構築やグループ・チーム制の推進などにより、一人の職員が関わる仕事の領域を広げることで、他の職員と積極的に関わっていく環境づくりを進めます。</p>
		<p>⑤目標を定めると同時に、工程表を作成すること。 事業を積み上げで検討するのではなく、望ましい姿をまず描き、そこに至るまでの時間と方法を含めたロードマップを明確にする必要がある。</p>	<p>今回のたな卸し結果を踏まえ、平成22年度中に次期「行財政改革プラン」を策定し、同プランにおいては、めざすべき「行財政構造モデル」を提示した上で、「何を」「どのように」「いつまでに」するのか、そこに至るシナリオを明確化します。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
人材の育成と行政組織の活性化	人事制度、給与制度、研修制度のあり方	<p>①職員数を見直すこと。 正規職員・非正規職員ともに、他市よりも多い職員数を見直さなければならない。また、本庁以外の職員数が多い可能性がある。 たしかに職員数削減そのものを目的化するべきものではなく、施策・事業や業務の見直しの「結果」として職員数が定まってくるものであるが、確実な「結果」を出すことが求められているのもまた現実である。平成25年度（2013年度）において経常収支比率95%の行財政構造への転換を果たすためには、現在『新・豊中市行財政改革プラン』で掲げている削減目標（H20～H24の5年間で職員定数400名削減）にとどまらない、一層の見直しが必要と求められる。</p>	<p>現在、新・行財政改革プランの削減目標達成に向けて取り組んでおり、戦略的な卸しの方向性を踏まえて着実に進行させていきます。 また、当面は現行の目標達成にむけて取り組むこととし、目標達成後においても、持続可能な行財政運営が可能となる職員体制をめざし、さらなる業務の見直し、職員数の適正化に努めます。</p>
		<p>②技能労務職員の採用を凍結すること。 総務省の通知を受け、ほとんどの自治体では技能労務職員の採用を凍結しているのが現状である。豊中市においても、技能労務職員の行っている業務について一層の見直しが必要と考えられることから、今後は採用を凍結する必要がある。</p>	<p>現在、全庁的な業務執行体制の見直しを進めており、当面は技能職の採用を凍結する方向で調整を進めています。</p>
		<p>③役職別人員構成を見直すこと。 役職別の人員構成が不均衡であり、係長級職員の構成比率が他市と比べても著しく多い。管理監督する職員の方が管理監督される職員よりも多いという現状は、組織の体をなしていない。誰でも係長（主査）に昇格させるといような人事運用を改め、役職別人員構成を是正しなければならない。</p>	<p>人事評価制度のあり方と評価結果の昇格への反映手法を改善するとともに、スタッフ職を含めた職制のあり方や昇格試験制度の導入等について検討を進めます。</p>
		<p>④給与構造を見直すこと。 現在の給与構造については、3等級（係長級）給料表における昇給幅の継ぎ足しや、技能労務職員に対する行政職（一）給料表の適用など、他市と比較しても高コスト体質を招く要因が存在する。市民に対して説明責任を果たすためにも、給与構造を見直すためのロードマップを作成する必要がある。</p>	<p>給料表の見直しについては、今後人事評価制度の反映を適正にしていくために、評価制度の完成時には整備できているよう、必要な項目について関係団体との協議を進めていきます。 技能職については、「新・人材育成基本方針」で示す「めざすべき職員の姿」の実現に向け、市における技能職のあり方を課題整理し検討を行っています。給料表については、職務給の原則に従い、見直しを行います。</p>
		<p>⑤職員の意欲を導き出すための評価方法の見直しを行うこと。 目標による管理（Management by objectives）を進め、目標と関係づけて評価を行う必要がある。また、専門性を持つ非正規職員のやる気を高めるためにも、正規職員と非正規職員を、業務内容や専門性の観点から公正な給与制度とするべきである。</p>	<p>目標による管理は現在、職務状況報告書の記載とそれに伴う面談で実施していますが、対象者が主事以上の補職者に限定されているため、当面は全職員に拡大する必要があります。中期的には、人事評価結果を人事制度・給与制度に適切に反映させる総合的な人事評価制度の構築に向けて取り組みを進めます。 非常勤職員の評価については現在導入していませんが、今後、その導入に向けて制度構築を進めます。</p>
		<p>⑥複数の部局にわたるチームで動ける人材の育成を進めること。 今後、チームで動くことが非常に多くなる。そのようなチームで動ける人材の育成を進める必要がある。</p>	<p>多様な職務経験を積むための人事異動の各種制度について、必要に応じて見直しを図り、幅広い知識と経験をもった人材の育成を進めます。</p>
		<p>⑦政策推進に必要な業務を担える非正規職員を採用すること。 正規職員の不足を補うために非正規職員を採用するのではなく、必要な業務に対して最適な人材を確保するという考え方で、非正規職員を採用するべきである。</p>	<p>職員の配置は現在、正職員（定年制の常勤職員）のほか、多様な雇用形態（再任用職員、任期付短時間勤務職員、嘱託職員、パートタイム職員、臨時職員）を活用していますが、それぞれの雇用形態の特性や位置づけを踏まえた役割をあらためて検証し、最も望ましい業務執行体制を構築します。</p>
		<p>⑧非正規職員をマネジメントできる正規職員を育成すること。 今後、専門性を有する非正規職員は増加すると考えられる。正規職員には、非正規職員をマネジメントする能力が求められる。</p>	<p>新・人材育成基本方針に基づき、人事・労務管理、業務の進行管理、職場運営を適切に行うことができる職員の育成に計画的に取り組めます。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
<p>歴史環境の保全 および都市景観 の保全・創造</p>	<p>景観形成推進における市の役割</p>	<p>①組織機構の再検討を行うと同時に、他部局との横断的組織を検討すること。 景観形成は産業、自然、文化、生活環境などの関係があるが、現在の環境部が政策を推進するうえで最適な組織機構かどうかの検討が必要である。また、現在の人的投入資源では限界があるため、戦略に応じた人的投入資源を再考し、必要に応じて横断的な組織（たとえばプロジェクトチーム）を検討する必要がある。</p>	<p>現在、景観行政は、啓発・企画関係と景観誘導関係の業務について、それぞれ異なる部局で担当していますが、景観まちづくりの視点や中核市移行に伴う「屋外広告物」に関する事務移譲も考慮して組織の一元化を検討します。</p>
		<p>②市民窓口を整理し、統合を図ること。 行政内部で処理する事項に関しては、連携システムが機能していればよく、必ずしも組織一元化している必要はないが、対市民の窓口に関しては一本化されている必要がある。</p>	<p>組織の一元化にあわせて市民窓口の一元化も検討します。</p>
		<p>③景観形成の対象エリアの考え方を検討すること。 これまでの施策は、地域や住民からのアクションに対応する形態での支援が多い。結果的にその成果は市全域から見ると地点というポイントでしか表れないが、今後、ラインやエリアとして広げていくかどうか見極める必要がある。また、「地域の顔づくり」を景観の面からどのように取り組むことができるか特定地域に対して戦略的に景観施策を行う可能性について検討するべきである。</p>	<p>「景観形成基本計画」の中で位置づけている推進計画では、骨格景観（景観拠点、景観軸、景観地区）の推進方針を示していますが、地区の指定には至っていません。今後は、地区指定などの方向性を整理し、地区の見直しも含めて検討していきます。</p>
		<p>④既存市街地に対するアプローチを検討すること。 再開発事業地域など新規開発地域だけでなく、既存市街地の景観や修景などへのアプローチも検討するべきである。</p>	<p>既存市街地については、その地区に応じた働きかけを検討していきます。また、市民や事業者などへ修景などの啓発も行っていきます。</p>
		<p>⑤市民に対して景観形成の意義を周知すること。 良好な景観形成がない場合にどのようなデメリットがあるのか、防災や観光面などから市民に切実感を持ってもらう必要がある。</p>	<p>豊中市は住宅都市であり、住宅地としての景観形成を図ることは、市民の愛着を高め、生活にうおいをもたらすためにも重要であるため、セミナーや景観賞などのイベントを実施していきます。また、景観に関心を持ってもらえるような仕掛けを検討します。</p>
		<p>⑥支援を行った地域数だけでなく、市民への施策効果を検証すること。 投入資源は少ないように見えるが、そもそも市民の理解や共感を得られているか調査するべきである。</p>	<p>都市計画マスタープランの見直し時のアンケート調査では、まちなみの美しさなど景観に関する満足度は向上するとともに、景観に関する問題意識、関心にも高い数値が示されています。 施策の効果検証は、今後、景観形成を具体化する中で検討していきます。</p>
		<p>⑦合意形成の方法論を検討すること。 景観形成に限らないが、どのような方向性を取るかについて、様々な利害が対立する住民のコンセンサスを得ることは容易ではない。短期的には、住民どうしの利害はコンフリクトの関係になる。しかし、中長期的には全体最適となる戦略的方向性は考え得る。この方向性に向けた住民合意のマイルストーンをどう用意するかを検討しなければならない。</p>	<p>景観形成については、主体が行政主導、地元主導、地元と行政の協働などが考えられますが、具体的な動きや働きかけの中で、それぞれの地区の状況にあった手法・制度を庁内外の関係者と協働して検討していきます。</p>
		<p>⑧法と条例の役割や範囲を上手く組み合わせ効果をあげること。 施策を推進する過程で、景観法を使うのか条例を使うのか、状況に応じて上手く組み合わせ、より良い豊中方式を確立するべきである。</p>	<p>施策の推進は、住民の合意形成とそれに関係する諸主体の賛意が基本です。その中で、法的根拠のある制度およびその組み合わせ、また、条例などで補完していくことが必要と考えます。</p>

施策	テーマ	改革創造会議意見	市の考え方
行政情報の提供・公開の推進 新たな市民参加・参画の推進	市民参加・参画の今後のあり方(広聴業務、パブリック・コメント制度、審議会等委員の市民公募の推進)	① 市内情報の統合化・共有化を図ること。 各部局が保有し、埋もれている市内情報の統合化、共有化を図る必要がある。	市民のまちづくりへの参加と市の政策形成を進めていくためには、各部局が保有する情報の共有とさらなる活用を図っていくことが必要です。そのため、情報システムのデータベースを充実させるだけでなく市内の連携やネットワークをさらに強化していきます。
		② 政策の形成や遂行のための情報整理と内容分析を行うこと。 情報には、市民がまちづくりに参加するための情報と、自治体の政策形成のための情報とがある。特に後者の場合、情報を集めるだけでなく、政策の形成や遂行のための情報として内容分析を行う必要がある。ただし、広報広聴課の業務かどうかの検討は必要である。	市民がまちづくりに参加するための情報については、各部局からの情報を的確にきめ細かく発信するとともに、また市民からの意見等の趣旨を各部局の事業に活かしていくため、市内横断的に広報広聴委員会を組織しており、今後も研修などを通してその充実を図ります。 市の政策形成のための情報の整理と内容分析については、現在市内で検討されている総合相談窓口や、導入可否の検討が予定されているコールセンターにおける情報集約のあり方とも合わせて、より良いあり方を検討していきます。
		③ 情報の集約と分析を行う政策形成のためのチームを編成すること。 現行の広報広聴委員会のような横のつながりを発展させ、政策形成を行う場とすることが考えられる。同時に、情報伝達を行うための同様の委員会が多数存在するため、整理が必要である。	各部局が保有する情報をどのような共有化し、政策形成に活かしていくか、そのためのチーム編成のあり方については今後、組織体制を検討する際に議論を深め、よりよいあり方を検討していきます。
		④ 豊中市が抱える課題の情報発信を行うこと。 市民に対して発信する行政情報としては、現在の豊中市が抱える課題、マイナス情報も含めて発信する必要がある。	これまでも行財政運営をはじめ市政に関する課題等については、市民に真摯に説明を行ってきたところですが、今後そうした情報提供をいっそう推進していくためには、その背景や現状、それらへの対応なども合わせて伝える必要があり、活用する媒体や説明方法等にも、単なるお知らせ情報を提供する以上の工夫が必要です。市民の意見も聞きながら、的確に分かりやすい情報提供に努めます。
		⑤ 小地域単位の情報分析を行うこと。 全市的な情報だけでなく、小地域の情報を提供し、他の地域と比較できるようなやり方を検討するべきである。	地域に関するさまざまなデータについては、各部局がそれぞれの目的に応じた集計・分類方法等で保有していることや、地域ごとの詳細な抽出には、システム変更など多くの費用を要する場合もあり、今後は各部局での保有データの種類・内容等の把握、整理状況を踏まえて、取り組みを進めてまいります。
		⑥ 情報を市民に届ける工夫を行うこと。 情報を発信するだけでなく配信、つまり市民に届ける工夫が求められる。	広報誌は、市内全世帯・事業所に直接配布しており、一人ひとりに情報を“届ける”という姿勢を明らかにしています。今後は、メールマガジン配信や出前講座など、さまざまな手法や媒体を工夫しながら、市民のみなさんに必要な情報を届けていきます。
		⑦ 若年層への情報発信手法も集約、統合化すること。 中学生、高校生に関連する情報を積極的に配信することにより、豊中市への愛着が育まれる可能性がある。若年層関連の部局との連携が求められる。	現在、青少年担当部局において中学生や高校生なども含めた子どもを対象にした「(仮称)子ども総合サイト」の構築を進めています。子ども向けイベント情報や、豊中のあれこれを紹介するコーナーなど、豊中に愛着を持ってもらえるような魅力的なコンテンツを検討していきます。
		⑧ 情報媒体の有機的融合を図ること。 情報収集や情報提供の成果およびコストの観点から、情報媒体の有機的な融合を図るべきである。コストについては、事業ごとに人件費を含めた投入資源と効果を確認する必要がある。	安定して持続的に、そしてより効果的に市民に情報を届けるためには、費用対効果を検証しつつ、広報誌、CATV広報番組やホームページと携帯サイトなど、他の媒体間の有機的な融合をいっそう推進していくことが欠かせないものであり、さまざまな媒体間の融合のあり方を検討していきます。 人件費を含めたコストは、媒体ごとに把握しておりますが、効果に関しては、現状では客観的な数字として効果を確認できるものは少なく、広報モニター制度やアンケートを活用するなどして、市民のみなさんのご意見をお聞きしています。
		⑨ 市民との双方向の情報交流手法を検討すること。 新しい公共、市民協働の視点から情報の役割を見直し、双方向の情報交流のしくみが求められる。	おもに特定のエリアを対象とした行政情報は、地域で発行する情報誌などにゆだねる一方、地域での先進的な取り組みなどは市の媒体や記者クラブへの情報提供などによって、他の地域への波及を見込むなど、将来、地域での自治の仕組みや組織の発展にあわせ、市と地域が互いに保有する情報媒体の性質等に応じ、情報提供や発信の役割を検討していきます。